

# 働き方改革関連法 はやわかり

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 編  
A4判 94ページ  
695円+税



2018年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）は、70年振りの労働法の大改正ともいわれ、労働時間の上限規制や同一労働同一賃金の実現等を内容とする、労働基準法、労働安全衛生法、パート労働法、労働契約法、労働者派遣法などの主要な労働関係法の一括改正が行われました。今後、2019年4月からは労働基準法等、2020年4月からはパート・有期雇用労働法等が順次施行されますが、施行までの間に改正法を正しく理解し、必要な準備をしておくことが企業の皆様には是非とも必要な喫緊の課題となっています。

本書は、読者が内容を段階的に理解できるよう、また用途に応じ活用できるよう、3ステップの区分で「働き方改革関連法」を解説する構成としています。

《1stステップ：簡にして要》 「働き方改革関連法」の内容をコンパクトにまとめて要点を簡潔に理解できるように解説しています。

《2ndステップ：見やすく分かりやすく》 改正法の重要な部分の具体的な内容を容易に理解できるよう、図解や整理表を用いてわかりやすく解説しています。

《3rdステップ：深掘りします》 改正法令の逐条ごとに、その概要を整理して、内容を詳しく理解できるように解説しています。特に、改正労働基準法、改正労働安全衛生法については、2018年9月7日に公布された関係省令や施行通達の内容も盛り込んだものとしています。

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 働き方改革の基本的考え方                           | 1  |
| 働き方改革関連法の全体像                               | 2  |
| 第2章 働き方改革関連法の概説                            | 3  |
| I 改正の要点                                    | 3  |
| 《長時間労働時間の是正と健康確保措置の充実》ここが変わる！              | 3  |
| 《多様で柔軟な働き方の実現》ここが変わる！                      | 5  |
| 《雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の実現等）》ここが変わる！ | 6  |
| 《パートタイマー・有期雇用労働者の公正な待遇の確保》ここが変わる！          | 6  |
| 《派遣労働者の公正な待遇の確保》ここが変わる！                    | 7  |
| 《産業医・産業保健機能の強化》ここが変わる！                     | 9  |
| 《働き方改革の総合的かつ継続的な推進》ここが変わった！                | 9  |
| II 主な改正事項の具体的内容                            | 10 |
| 1 長時間労働の是正と健康確保措置の充実                       | 10 |
| 2 多様で柔軟な働き方の実現                             | 17 |
| 3 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の実現等）        | 19 |
| 4 産業医・産業保健機能の強化                            | 27 |
| 5 働き方改革の総合的かつ継続的な推進                        | 27 |
| 第3章 もっと詳しく！逐条概説                            | 29 |
| I 長時間労働の是正と健康確保措置の充実                       | 29 |
| 1 36協定の規制強化                                | 29 |
| 2 時間外労働時間・休日労働時間（実労働時間）の制限                 | 30 |
| 3 過重労働防止のための健康確保措置の充実                      | 32 |
| 4 労働時間の上限規制の適用除外、適用猶予                      | 33 |
| 5 中小企業における時間外労働に係る割増賃金率の猶予措置の廃止            | 36 |
| 6 年次有給休暇の確実な取得                             | 37 |
| 7 勤務間インターバル制度等の普及・促進                       | 38 |
| II 多様で柔軟な働き方の実現                            | 39 |
| 1 フレックスタイム制の拡充                             | 39 |
| 2 高度プロフェッショナル制度の創設                         | 41 |
| III 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の実現等）      | 43 |
| （パート・有期労働法関係）                              | 43 |
| 1 パートタイマーと有期雇用労働者の同一の法規制                   | 44 |
| 2 雇入れ時の労働条件の明示                             | 44 |
| 3 就業規則作成・変更時の意見聴取                          | 45 |
| 4 正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の解消                    | 45 |
| 5 通常の労働者への転換                               | 47 |
| 6 待遇についての説明義務の強化等                          | 47 |
| 7 行政による履行確保                                | 49 |
| 8 紛争の解決                                    | 49 |
| （改正労働者派遣法関係）                               | 50 |
| 1 待遇に関する情報提供義務                             | 50 |
| 2 派遣労働者の均等・均衡待遇の確保                         | 50 |
| 3 職務内容等を勘案した賃金の決定                          | 51 |
| 4 就業規則作成・変更時の意見聴取                          | 52 |
| 5 待遇についての説明義務の強化等                          | 52 |
| 6 協定対象派遣労働者であるか否かの区分                       | 53 |
| 7 派遣先による適正な派遣就業の確保等                        | 53 |
| 8 紛争の解決                                    | 54 |
| 9 勧告に従わない場合の公表                             | 54 |
| IV 産業医・産業保健機能の強化等                          | 55 |
| 1 産業医・産業保健機能の強化                            | 55 |
| 2 労働者の健康情報の適正な取扱いの確保                       | 57 |
| V 働き方改革の総合的かつ継続的な推進                        | 57 |
| VI その他の省令改正                                | 58 |
| 参考資料                                       | 60 |
| ◎ 新たな36協定届の記載例                             | 61 |
| ◎ 改正労基法・改正安衛法関連の主な法省令条文の対比表                | 71 |
| ◎ 同一労働同一賃金に関する最高裁判決                        | 91 |